

SGEC 規準文書 4 - 1 について

意見	回答
パブコメをやり直すか正誤表を公表すべき	精査し適宜修正する。正誤表の作成は予定していないが、パブコメの結果に掲載。
EU 向け以外に出荷する場合は対象外と考えて良いか？	EU 向け以外を対象外。
「中小企業」「非中小企業」の定義は EU メンバー国の組織にのみ適用されるのか【2 件】	EU メンバー国にとどまらず、日本を含めすべての国の組織に適用。
木材事業者 EUDR の準拠義務が発生するのは、市場に木材を投入する事業者とトレーダーとなるが、主として負担が非常に大きいのは製材を行う事業者となる。特に、詳細な伐採地に関する地理情報について、入荷ロット全ての情報を入手/保存するのは非常に厳しいのではないか？	地理的位置情報のデータは EUDR 対応では必須となっている。 なお、日本の木材事業者はオペレーターやトレーダーになることはないと考えており、輸出先のオペレーターやトレーダー（多くの場合、EU の輸入業者）からの求めにより情報提供する必要。
「正味質量キログラム」←規模感として不自然。また精度（誤差）が大きな問題となるのではないか？	「正味質量キログラム」は EUDR の基準となるが 4.3.1 項目の ii) で体積でも可能。
「供給者が SGEC EUDR DDS を認証範囲に含む～Web サイトで確認しなければならない」→最初の認証取得者はいつ頃どのように出現すると考えるか？	本規格が理事会にて承認後、PEFC 本部より相互承認を受け、また認証機関が認定機関の認定を受けた後となる。
DD ステートメント（デューディリジェンス実施記録）はサンプリングではなく、全てについて必要か？低リスク国での実施となる DD の内容は、どのような要件となるか？	DD ステートメント（デューディリジェンス実施記録）はオペレーター及び非 SME トレーダー全てについて必要。 EUDR 第 13 条に簡略化 DDS の規定があり、低リスク国からの関連製品の場合は、「情報収集」(5.1.2)のみが必要であり、リスク評価及びリスク緩和措置は不要としている。本規 格文書 4-1 6.2.1 表 3 の中で、低リスク国については、組織が 2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した活動に起因するリスクなし、あるいは極小リスクとして関連製品を分類することができるこ

	<p>とが規定されている。</p> <p>なお、現在 PEFC では非 EU 国用のガイドンスを作成中であり、完成次第お示しする予定。</p>
<p>3.1.8「ランドスケープ」、8.1.4「行ってはいけない」、3.16 定義に「されなければならない」は不可、6.1.9 b) Validity は「妥当性」ではないか？等</p>	<p>適宜修正、ただし、ランドスケープは景観だけを意味するものではないこと、また SGEC 規準文書 3 の現行規格においても使用されていることから維持</p> <p>また、Validity は本来の意味から「有効性」とする。</p>

SGEC 規準文書 3 について

項目	意見	回答
<p>本改正案の位置づけ</p>	<p>・改正案については、現行規格とは別の EUDR 対応用の規格とすべき【10 件】</p>	<p>・本規格については、任意の規格ではなく、PEFC 規格の EUDR 適用等のための改正を踏まえた規格本体の改正です。したがって、現行規定と 2 本立て適用されることはない。PEFC の相互承認を維持するうえで必須の改正という点ご理解を。</p> <p>PEFC 総会で本 ST の採択の際に EUDR に輸出を行っていない国にも適用するのは問題ではないかとの意見もでたが、PEFC の ST として国際的に求められている森林減少・劣化を食い止める上で必要なことは取り入れる必要があり、単に EUDR 対応としてだけの改正ではないとの見解が示されている。</p> <p>なお、本改正により SGEC FM 規格は EUDR 適合 FM となり、認証保有者から、100% SGEC 認証の主張とともに供給された原材料は EUDR DDS におい</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の規定を改定せず、PEFC の相互承認が取り消されても国内規格としての規格は維持されるので、それでよいのではないか 	<p>て、ディフォレストーションのリスク及び関連法令に準拠していないリスクが極小となるメリットもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林管理規格の承認が取り消されるといことは SGEC 規格全体が国際的に認められなくなり、日本の国産木材は国際的には PEFC 管理材のみとなるなど相互承認以来のこれまでの国際的に認知された認証制度の定着と認証木材の供給のための努力、成果を全く無にすることとなる。相互承認を取りやめるかどうかは今回の規格改正を超えた議論が必要。
<p>地理的位置情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU 向けの流通に限定すべきで国内の流通には必要ない。弾力的な運用を【9件】 ・ 地理的位置情報の取得方法等について「技術的な指針」等を示すべき ・ 小数点以下 6 桁は小数点以下第 6 位までとすべき。 	<p>地理的位置情報の保持については、PEFC 規格の EUDR 適応のための改正を踏まえたもので、PEFC の相互承認を維持するうえで必要であり、適用外とはできない点ご理解を。</p> <p>この情報については、全ての SGEC FM 認証取得者が記録し、維持する必要がある。(なお、情報の提供については、EU 諸国向けに輸出を行う SGEC COC 認証取得者に対し行われることとなる。)</p> <p>情報としては、座標データが必要で、また多角形のデータが必要なのは素材が 4 ha 以上にわたり生産される土地の場合。</p> <p>Google マップの使用方法を含め、具体的にどのようにデータを入手するかについての指針の作成について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「第〇」は、何番目の数字を意味する表現なので、何個の数字が必要という意味で「〇桁」を使用することは間違いではない。

森林の用語	<p>・「育成林」、「天然生林」は混乱を招くので、現行の「人工林」、「天然林」を維持すべき【12件】</p> <p>・「森林造成」という用語は適切でない。現行の「造林」の用語、定義を維持すべき</p>	<p>用語については、この機会によりわかりやすくとの観点で改正を提案したところですが、かえってわかりにくいのご指摘があったこと、さらに本規格改正はEUDRに適合するためのPEFCの規格改正を踏まえた緊急改正手続きによるものでPEFCの改正と直接関連がない部分は現行規定を維持すべきと考えており、間違いでない限り現行規定で用いている用語を使用することとする。用語の統一は行う。なお、本規格改正とは別に通常の手続きとして2026年3月までに現行規定のレビューを開始することとなっており、その際、用語をどうするか検討したい。</p> <p>意見を踏まえ、森林でない土地におけるafforestation及び森林に分類されている土地におけるreforestation双方を含め森林を育成する行為として、現行の用語及び定義である「造林」とする。</p>
森林の転換	森林転換が行われた場合、転換された森林だけが認証対象からはずれるのか。そこから産出された木材は非認証となるのか。	転換された森林のみが認証の対象外となり、転換された森林から産出された木材も認証材とはならない。
その他樹木の扱い	日本では認証の対象とはなり得ない	PEFC規格を踏まえ定義には入れたが、ご指摘の通り。本規格案にはその他樹木地にかかる「森林外樹木」の要求事項は除外している。
用語及びその使い方、「てにをは」等	3.1.8「ランドスケープ」、8.1.4「行っていないといけない」、3.16 定義に「されなければならない」は不可等	適宜修正、ただし、「ランドスケープ」は景観だけを意味するものではないこと、現行規格においても使用されていることから維持
ILO基本条約	2022年に2条約の追加あり、アップデートすべき	意見を踏まえ修正
移行期限	2027年5月31日では間に合わない恐れ	JABと相談の上、対応可能な時期を決定

